

（電気装置）

第14条 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示第21条第1項第4号、第99条第1項第4号及び第177条第1項第4号の規定は、適用しない。

2 平成17年3月30日以前に保安基準第56条第4項の規定により認定を受けた燃料電池自動車については、当該認定を受けている期間は、細目告示第21条第5項及び第6項、第99条第5項から第8項まで並びに第177条第5項から第7項までの規定は適用しない。

3 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第17条の2第5項及び第6項並びに細目告示第21条第5項及び第6項、第99条第7項から第10項まで並びに第177条第5項から第7項までの規定は適用しない。

一 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。）

二 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成24年6月30日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

4 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第5項及び第6項並びに第99条第7項から第10項までの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示第21条第2項及び第3項並びに第99条第2項から第4項までの規定に適合するものであればよい。

一 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。）

二 平成26年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成24年7月1日から平成26年6月22日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

5 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第5項及び第99条第7項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平

成23年国土交通省告示第670号)による改正前の細目告示第21条第4項及び第99条第5項の規定に適合するものであればよい。

- 一 平成28年6月22日以前に製作された燃料電池自動車（平成26年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）
 - 二 平成26年6月22日以前に製作された燃料電池自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）を改造等により、燃料電池自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成24年7月1日から平成26年6月22日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの
- 6 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第6項及び第99条第8項から第10項までの規定は、適用しない。
- 一 平成28年6月22日以前に製作された燃料電池自動車（平成26年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）
 - 二 平成26年6月22日以前に製作された燃料電池自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）を改造等により、燃料電池自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成24年7月1日から平成26年6月22日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの
- 7 平成28年7月31日以前に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）及び国土交通大臣が定める自動車については、保安基準第17条の2第1項及び第2項の規定並びに細目告示第21条第1項及び第2項、第99条第1項及び第2項並びに第177条第1項及び第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第44号）による改正前の保安基準第17条の2第1項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第565号）による改正前の細目告示第21条第1項、第99条第1項及び第177条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 8 平成28年8月1日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）のうち国土交通大臣が定める自動車については、保安基準第17条の2第1項及び第2項の規定並びに細目告示第21条第1項及び第2項、第99条第1項及び第2項並びに第177条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第44号）による改正前の保安基準第17条の2第1項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第565号）による改正前の細目告示第21条第1項、第99条第1項及び第177条第1項の規定に適合するものであればよい。

- 9 平成28年10月27日以前に製作された大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車（平成28年8月1日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）については、細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第1084号）による改正前の細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項の規定に適合するものであればよい。
- 10 平成28年10月28日以降に製作された大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）については、細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第1084号）による改正前の細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項の規定に適合するものであればよい。
- 11 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第5項及び第6項、第99条第7項から第9項並びに第177条第5項から第7項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第726号）による改正前の細目告示第21条第3項及び第4項、第99条第3項から第5項並びに第177条第3項から第5項の規定に適合するものであればよい。
- 一 平成28年7月14日（細目告示第21条第5項第1号及び第99条第7項第1号の国土交通大臣が定める自動車にあつては平成32年1月19日）以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この号において同じ。）を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成28年7月15日（細目告示第21条第5項第1号及び第99条第7項第1号の国土交通大臣が定める自動車にあつては平成32年1月20日）以降に初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものを除く。）
 - 二 平成28年7月14日以前に指定を受けた型式指定自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）
 - 三 平成28年7月15日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（平成28年7月14日以前に指定を受けた型式指定自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）
 - 四 国土交通大臣が定める自動車
- 12 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第6項第2号及び第99条第8項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する

告示（平成26年国土交通省告示第126号）による改正前の細目告示第21条第4項第2号及び第99条第4項第2号の規定に適合するものであればよい。

- 一 平成27年8月12日以前に製作された自動車
- 二 平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 平成27年8月12日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
 - ロ 平成27年8月13日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成27年8月12日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車

13 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第6項第3号及び第99条第8項第3号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第126号）による改正前の細目告示第21条第4項第3号及び第99条第4項第3号の規定に適合するものであればよい。

- 一 平成27年8月12日以前に製作された自動車
- 二 平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 平成27年8月12日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
 - ロ 平成27年8月13日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成27年8月12日以前に指定を受けた型式指定自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車

14 次の各号に掲げる自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第975号）による改正前の細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項の規定に適合するものであればよい。

- 一 平成29年10月8日以前に製作された自動車
- 二 平成29年10月9日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 平成29年10月9日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）
 - ロ 平成29年10月8日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更のないもの
 - ハ 平成29年10月9日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものに限る。）であって、平成29年10月8日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更のない

もの

ニ 国土交通大臣が定める自動車

15 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第17条の2第5項並びに同項の規定に基づく細目告示第21条第5項、第99条第7項及び第177条第5項の規定は適用しない。

一 令和2年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（平成30年1月20日以降に指定を受けた型式指定自動車、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式の認定を受けた検査対象外軽自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

二 令和2年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。以下この号及び次号において同じ。）以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、令和2年1月19日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

三 令和2年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした検査対象外軽自動車であって、令和2年1月19日までに当該改造等が行われるもの

16 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第6項第1号及び第99条第8項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第21条第4項第1号及び第99条第4項第1号の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量3.5トン未満のものに限る。以下この項において同じ。）であって、輸入された自動車にあつては令和2年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあつては令和2年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年9月1日）から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあつては令和2年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあつては令和2年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日（専ら乗用の用に供

する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあつては令和2年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

17 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第6項第2号及び第99条第8項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第21条第4項第2号及び第99条第4項第2号の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあつては平成30年8月31日）以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年9月1日）から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

18 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第6項第1号及び第99条第8項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第88号）による改正前の細目告示第21条第4項第1号及び第99条第4項第1号の規定に適合するものであればよい。

一 令和9年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量3.5トン未満のものに限る。以下この項において同じ。）にあつては令和2年8月31日）以前に製作された自動車

二 令和9年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては令和2年9月1日）から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和9年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては令和2年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和9年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては令和2年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和9年8月31日（専

ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては令和2年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

19 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項の規定に適合するものであればよい。

一 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

二 令和4年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、充電系連結システムが搭載されていないもの

三 国土交通大臣が定める自動車

20 自動運行装置を備える自動車以外の自動車（指定自動車等以外の自動車に限る。）については、当分の間、保安基準第17条の2第3項及び第4項並びに細目告示第99条第3項から第6項まで並びに第177条第3項及び第4項の規定は適用しない。

21 長さ2.50メートル、幅1.30メートル、高さ2.00メートルを超えない軽自動車であって、最高速度60キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、保安基準第17条の2第6項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第21条第6項（第3号、第5号、第7号及び第8号を除く。）の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第12号の規則5.5.、協定規則第94号、協定規則第137号及び協定規則第100号の規則6.4.1.1.、6.4.2.1.1.、6.4.2.1.2.及び6.4.2.2.の規定の適用については、協定規則第94号の附則3の4.の規定中「56-0/+1km/h」とあるのは「40-0/+1km/h」と、協定規則第137号の附則3の4.の規定中「50-0/+1km/h」とあるのは「40-0/+1km/h」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第12号の規則5.5.に定める基準に適合すること。ただし、協定規則第94号の規則5.2.8.又は協定規則第137号の規則5.2.8.及び第2号に適合している場合には、協定規則第12号の規則5.5.に適合するものとする。

ロ 協定規則第137号の規則5.2.8.に定める基準に適合すること。

ハ 原動機用蓄電池（作動電圧が直流60ボルトを超え1500ボルト以下又は交流30ボルト（実効値）を超え1000ボルト（実効値）以下のものに限る。）を備えた自動車にあっては、協定規則第100号の規則6.4.に定める基準に適合すること。

二 第15条第33項第2号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

- 22 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものについては、細目告示別添120の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第788号）による改正前の細目告示別添120の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和4年6月30日以前に製作された自動車
 - 二 令和4年7月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和4年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和4年7月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 23 次に掲げる自動車については、細目告示別添120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」3.3.の規定は、「含めるものとする。」とあるのを「含めるものとする。ただし、当該軽減策が技術的に実現不可能な場合、自動車製作者等は他の適切な軽減策を実施するものとし、技術的に実現可能であるリスクアセスメントを試験機関に説明するものとする。」と読み替えて適用する。
- 一 令和6年6月30日以前に製作された自動車
 - 二 令和6年7月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和6年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 国土交通大臣が定める自動車
- 24 自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって、次に掲げるものについては、保安基準第17条の2第3項及び第4項並びに細目告示第21条第3項及び第4項、第99条第3項から第6項まで並びに第177条第3項及び第4項の規定は適用しない。
- 一 令和4年6月30日（輸入された自動車にあつては令和5年6月30日、電気通信回線を使用する方法によりプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車（以下この項において「1号特定改造非対応自動車」という。）にあつては令和5年12月31日）以前に製作された自動車
 - 二 令和4年7月1日（輸入された自動車にあつては、令和5年7月1日）から令和6年6月30日まで（1号特定改造非対応自動車にあつては、令和6年1月1日から令和8年4月30日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 1号特定改造非対応自動車以外の自動車であって、令和4年6月30日（輸入された自動車にあつては、令和5年6月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 1号特定改造非対応自動車であって、令和5年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

- ハ 1号特定改造非対応自動車以外の自動車のうち、令和4年7月1日（輸入された自動車にあっては、令和5年7月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては、令和5年6月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
 - ニ 1号特定改造非対応自動車のうち、令和6年1月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
 - 三 国土交通大臣が定める自動車
 - 四 令和6年6月30日（1号特定改造非対応自動車にあっては、令和8年4月30日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 25 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものについては、細目告示第21条第3項及び第4項並びに第99条第3項及び第5項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の細目告示第21条第3項及び第4項並びに第99条第3項及び第5項の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和4年6月30日以前に製作された自動車
 - 二 令和4年7月1日から令和6年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和4年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和4年7月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和6年6月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 26 自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって、プログラム等を改変する機能を有しない自動車については、保安基準第17条の2第4項並びに細目告示第21条第4項、第99条第5項及び第6項並びに第177条第4項の規定は適用しない。
- 27 次に掲げる自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第18条第2項の規定並びに細目告示第21条第6項第1号、第6号（細目告示別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」5. 1. に係る部分に限る。）及び第7号（同別添6. 1. に係る部分に限る。）並びに第

99条第8項第1号、第6号（同別添5. 1. に係る部分に限る。）及び第7号（同別添6. 1. に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第100号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の保安基準第18条第2項の規定並びに細目告示第21条第6項第1号、第6号（同別添5. 1. に係る部分に限る。）及び第7号（同別添6. 1. に係る部分に限る。）並びに第99条第8項第1号、第6号（同別添5. 1. に係る部分に限る。）及び第7号（同別添6. 1. に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和9年8月31日以前に製作された自動車
- 二 令和9年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和9年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和11年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

28 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するものについては、保安基準第18条第2項の規定並びに細目告示第21条第6項第1号、第6号（細目告示別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」5. 1. に係る部分に限る。）及び第7号（同別添6. 1. に係る部分に限る。）並びに第99条第8項第1号、第6号（同別添5. 1. に係る部分に限る。）及び第7号（同別添6. 1. に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第100号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の保安基準第18条第2項の規定並びに細目告示第21条第6項第1号、第6号（同別添5. 1. に係る部分に限る。）及び第7号（同別添6. 1. に係る部分に限る。）並びに第99条第8項第1号、第6号（同別添5. 1. に係る部分に限る。）及び第7号（同別添6. 1. に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

- 一 次のいずれかに該当する自動車
 - イ 貨物の運送の用に供する車両総重量が2.8トンを超え3.5トン以下である小型自動車であってボンネットを有しないもの（車枠と車体が一体の構造のものを除く。）
 - ロ イに掲げる自動車と、運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方

の構造が同一の普通自動車

二 次に掲げる自動車

イ 令和14年8月31日以前に製作された自動車

ロ 令和14年9月1日から令和16年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

(1) 令和14年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

(2) 令和14年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(3) 国土交通大臣が定める自動車

ハ 令和16年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

29 次に掲げる自動車については、保安基準第18条第3項の規定並びに細目告示第21条第6項第2号及び第99条第8項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第100号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の保安基準第18条第3項の規定並びに細目告示第21条第6項第2号及び第99条第8項第2号の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年8月31日以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和11年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

30 次に掲げる自動車については、保安基準第18条第4項の規定並びに細目告示第21条第6項第3号及び第7号（別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6.2.に係る部分に限る。）並びに第99条第8項第3号及び第7号（同別添6.2.に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第100号）

及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の保安基準第18条第4項の規定並びに細目告示第21条第6項第3号及び第7号（同別添6. 2. に係る部分に限る。）並びに第99条第8項第3号及び第7号（同別添6. 2. に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

一 令和4年7月4日以前に製作された自動車

二 令和4年7月5日から令和6年7月4日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの

イ 令和4年7月4日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和4年7月5日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年7月4日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和6年7月4日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものの

31 次に掲げる自動車については、細目告示第21条第6項第4号及び第6号（別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」5. 2. に係る部分に限る。）並びに第99条第8項第4号及び第6号（同別添5. 2. に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の細目告示第21条第6項第4号及び第6号（同別添5. 2. に係る部分に限る。）並びに第99条第8項第4号及び第6号（同別添5. 2. に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

一 令和4年8月31日以前に製作された自動車

二 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの

イ 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和4年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるものの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和6年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものの

32 次に掲げる自動車については、細目告示第21条第5項第1号及び第6項（協定規則第100

号に係る部分に限る。）、第99条第7項第1号及び第8項（協定規則第100号に係る部分に限る。）並びに第177条第5項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第521号）による改正前の細目告示第21条第5項第1号及び第6項（協定規則第100号に係る部分に限る。）、第99条第7項第1号及び第8項（協定規則第100号に係る部分に限る。）並びに第177条第5項の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年8月31日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、令和5年9月1日以降に初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものを除く。）

二 令和5年9月1日から令和7年8月31日までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）としたものを除く。次号において同じ。）であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和7年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

33 次に掲げる自動車については、当分の間、細目告示第21条第6項第1号及び第99条第8項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第521号）による改正前の細目告示第21条第6項第1号及び第99条第8項第1号の規定に適合するものであればよい。

一 令和9年8月31日以前に製作された自動車

二 令和9年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和9年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

- 三 令和9年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

34 次に掲げる自動車については、当分の間、細目告示第21条第6項第2号及び第99条第8項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第521号）による改正前の細目告示第21条第6項第2号及び第99条第8項第2号の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年8月31日以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

- ロ 令和5年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

- 三 令和5年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

35 次に掲げる自動車については、当分の間、細目告示第21条第6項第3号及び第99条第8項第3号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第521号）による改正前の細目告示第21条第6項第3号及び第99条第8項第3号の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年8月31日以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

- ロ 令和5年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

- 三 令和5年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

36 次に掲げる自動車については、細目告示第21条第5項第2号、第99条第7項第2号及び第177条第5項第13号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第21条第5項第2号、第99条第7項第2号及び第177条第5項第13号の規定（以下この項において「旧

規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第136号」とあるのは「協定規則第136号初版」と読み替えるものとする。

一 令和7年8月31日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、同年9月1日以降に初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものを除く。)

二 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした検査対象外軽自動車であって、令和7年8月31日までに当該改造等が行われるもの

三 令和7年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車としたものを除く。以下次号において同じ。)であって、次に掲げるもの

イ 令和7年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車

ロ 令和7年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び新たに認定を受けた型式認定自動車(同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。)

ハ 国土交通大臣が定める自動車

四 令和9年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

37 次に掲げる自動車については、細目告示第21条第6項第4号及び第99条第8項第4号の規定は適用しない。

一 令和5年8月31日以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分(乗員保護装置を含む。)のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和5年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた

もの

38 次に掲げる自動車については、細目告示第21条第6項第6号及び第99条第8項第6号の規定中「協定規則第12号」とあるのは「協定規則第12号第4改訂版補足第5改訂版」と読み替えることができる。

一 令和5年8月31日以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和5年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

39 次に掲げる自動車（小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）及び三輪自動車に限る。以下この項において同じ。）については、保安基準第17条の2第3項並びに細目告示第21条第3項、第99条第3項及び第4項並びに第177条第3項の規定は適用しない。

一 令和11年6月30日以前に製作された自動車

二 令和11年7月1日から令和13年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和11年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和11年7月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和11年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車とサイバーセキュリティシステムに係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和13年6月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

40 軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）については、当分の間、保安基準第17条の2第3項並びに細目告示第21条第3項、第99条第3項及び第4項並びに第177条第3項の規定は適用しなくてもよい。

41 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第5項、第99条第7項及び第177条第5項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和7年国土交通省告示第12号）による改正前の細目告示第21条第5項、第99条第7項及び第177条第5項の規定に適合するものであればよい。この場合において、細目告示第21条、第99条及び第177条の規定中「協定規則第100号」とあるのは「協定規則

第100号第3改訂版補足第3改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和8年8月31日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、令和8年9月1日以降に初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものを除く。）
- 二 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和8年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの